

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

当機構では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するという法の趣旨の下、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 機構の課題

- ・採用者に占める女性の割合は 42%と男女に大きな差は見られない。
- ・管理職に占める女性の割合は 15%であり、独法全体で 13%という目標は達成できている。
- ・しかしながら、機構の職員等のうち、半数近くが出向者であることから、人事異動等により、女性の割合が安定しないことが予想される。

3. 目標

- ・採用者に占める女性の割合を 30%以上で維持する。
- ・管理職に占める女性の割合を 13%以上で維持する。

4. 取組内容と実施時期

- (1) 無期雇用の仕組みを導入することで、女性を含め、必要な人材を安定的に雇用できる環境を整える。
(制度の検討：平成 28 年度～平成 29 年度)
(手続き開始：平成 30 年度)
- (2) 採用の公募要項に女性が活躍できる職場であることを記載するなど女性の求職者に積極的に PR する。(平成 28 年度から)
- (3) 女性を主体とする若手職員に対する家庭の両立を目指すキャリアイメージ形成のための研修等の実施(平成 28 年度以降毎年)

以 上